

第6章 基盤的施策の推進

第1節 環境影響評価の推進

1 環境影響評価の現況

環境影響評価は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査・予測・評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮しようとするものである。環境影響評価の制度としては、平成9年6月に「環境影響評価法」を公布、平成11年6月に全面施行され、本県においても、平成11年3月に「大分県環境影響評価条例」を制定、同年9月から全面施行し、規模が大きく環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業等を対象に法又は条例に基づく手続が実施されている。

また、県では、法又は条例の対象とならない比較的小規模な事業等であって、県が主体となる開発事業を対象に「大分県環境配慮推進要

綱」を制定し、自主的な環境配慮を進めている。

2 本県における環境影響評価の実施状況

本県において、平成21年度中に指導・審査を行った実績は、表1aのとおり5件で、そのうち終了1件、手続中3件であり、法の対象となった事業の事前の協議が1件、条例の対象となった事業の審査が1件あった。

また、昭和49年以降、県が環境影響評価について審査を終了した開発事業等の件数は、表1bのとおり合計で270件（規模変更による対象事業廃止1件は含まない）、実施主体別では県が最も多く、次いで市町村の順となっている。開発事業別には、公有水面埋立が最も多く、平成21年度までの審査終了件数が162件と、全体の約60%を占めている。

表1a 平成21年度環境影響評価指導審査実績（平成22年3月31日現在）

○法対象事業

No.	事業名	事業主体	規模	備考
1	大分共同発電所3号機増設計画	大分共同火力株式会社	ガスタービン及び汽力14.5kW	環境影響評価方法書作成に係る事前の協議

○条例対象事業

No.	事業名	事業主体	規模	備考
1	藤ヶ谷清掃センター更新計画	別杵速見地域広域市町村圏事務組合	ごみ処理量 235t/日	環境影響評価準備書受理

○その他の事業

No.	事業名	事業主体	規模	備考
1	基幹農道整備事業「大原野地区」	県	約3.7km	環境調査結果報告書受理※
2	竹田水害緊急治水ダム建設事業（玉来ダム）	県	湛水面積 23ha	環境配慮調書受理※
3	地域水産物供給基盤整備事業（美濃崎漁港）	県	約2ha	事後調査結果報告書受理※★

※大分県環境配慮推進要綱に基づくもの

★平成21年度審査済み

平成22年3月31日現在

表1b 環境影響評価の審査終了件数の推移

開 発 事 業 等 年 度	開発保全 整備計画			港湾計画			公有水面埋立			電源 立地		道路			農村 工業 導入		都市計画			土地造成			住宅団地		廃棄物 処理 施設		ゴルフ場		リゾート 施設		その他		実施主体別件数					計		
	県	市町村	公社 公団	県	市町村	公社 公団	国	県	市町村	公社 公団	国	県	市町村	公社 公団	県	市町村	公社 公団	国	県	市町村	公社 公団	国	県	市町村	公社 公団	国	県	市町村	公社 公団	国	県	市町村	公社 公団	民間	民間					
S49	3						1																											1	3	0	0	0	4	
S50	3	1					1																											1	6	1	0	0	8	
S51		1																																0	3	2	0	1	6	
S52																																		0	1	3	0	1	5	
S53																																		2	4	4	0	0	10	
S54			1																															1	2	4	1	1	9	
S55																																		1	4	3	0	1	9	
S56																																		1	5	0	0	0	6	
S57																																		2	5	2	0	0	9	
S58																																		1	3	3	1	1	9	
S59																																		0	3	3	0	0	6	
S60																																		0	6	3	0	0	9	
S61																																		0	3	0	0	2	5	
S62																																		0	5	1	0	0	6	
S63																																		0	1	0	0	0	1	
H1																																		0	12	8	0	0	20	
H2																																		1	6	2	0	1	10	
H3																																		0	1	4	0	0	5	
H4																																		0	2	2	0	1	5	
H5																																		1	6	3	1	6	17	
H6																																		1	6	3	0	7	17	
H7																																		0	0	1	1	1	3	
H8																																		1	4	3	1	2	11	
H9																																		0	6	3	0	7	16	
H10																																		2	4	2	0	0	8	
H11																																		1	6	1	0	3	11	
H12																																		0	2	3	0	0	5	
H13																																		0	3	1	0	0	4	
H14																																		0	4	0	0	0	4	
H15																																		0	2	1	0	0	3	
H16																																		2	0	9	2	0	0	11
H17																																		3	0	6	0	0	6	
H18																																		1	2	0	0	0	3	
H19																																		1	0	6	0	0	6	
H20																																		1	0	3	0	0	3	
H21																																		0	0	0	0	0	0	
計	6	2	1				11	87	58	6	6	7	15	1	3	6	1	1	1	1	1	1	3	2	6	2	11	3	7	18	144	68	5	35	270					

3 条例施行規則及び技術指針の改正

国は、平成17年3月に基本的事項の改正を行い、これを受けて各省庁も事業ごとに環境影響評価の実施に必要な指針を定めた「主務省令」を改正した。

このような国の見直しに伴い、本県においても必要な見直しを行い、大分県環境影響評価条例施行規則の一部改正と、大分県環境影響評価条例第四条第一項の技術的事項に係る指針の一部改正を、平成19年4月1日に公布し、同年7月1日から施行している。

見直しの主なポイントは次のとおりである。

- ①個別の事業に応じた、メリハリのある的確な環境影響評価の項目・手法の選定の強化
- ②早期段階からの環境配慮の促進
- ③「ベスト追求型」環境影響評価の促進（基準達成型からベスト追求型へ）
- ④客観性・透明性・わかりやすさの向上（様々な根拠等の明確化）
- ⑤不確実性に関する検討の強化
- ⑥事業の多様化への対応
- ⑦その他（触れ合い活動の場や廃棄物関係等の規定の充実）

第2節 環境に配慮した取組の推進

第1項 大分県環境マネジメントシステムの推進

本県では、平成11年1月に本庁3庁舎の知事部局を適用範囲としてISO14001の認証を取得し、節電や紙ごみ等の廃棄物の削減などエコオフィス活動に取組むことにより、約10年間で金額にして1億円を超える経費が節減され、大きな効果が得られた。

また、大分県新環境基本計画の5つの基本目標ごとに63項目の環境目標を設定し、取り組みを進めた結果、21年度の状況は、達成（概ね達成を含む）51項目と約80%が達成している。主な環境目標の達成状況は次の表2-1aのとおりである。

今後は、対象を全所属に拡大し、県独自の環境マネジメントシステムに取り組むこととしてい

る。

・本庁3庁舎におけるエコオフィス活動の結果

本県の環境マネジメントシステムの中では、県も一事業者として日常業務の中での節電や紙ごみ等の廃棄物の削減など「エコオフィス活動」に取り組むことにより、環境に優しいオフィスづくりを目指してきたが、その結果については次の表2-1bのとおりである。なお、エコオフィス活動の実態把握は、平成17年度から大分県地球温暖化対策実行計画の実績により把握することとなった。

環境方針

県民共有の財産である恵み豊かな自然と共生し、快適で潤いのある環境を守り育て、将来の世代へ確実に継承していくことは、私たち県民の責務です。

私はこのことを念頭に置き、県民総参加によるごみゼロおおい作戦を通じ、「天然自然が輝く恵み豊かで美しく快適なおおい」の実現に向け、環境マネジメントシステムを構築し、率先して以下の取組を推進します。

1 豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造

県民共有の財産である豊かで多様な自然を保全し、身近な自然とのふれあいを図りながら、ゆとりある生活空間の保全や美しい景観の確保などに努め、豊かな自然と人間とが共生する美しく快適で潤いのある地域環境を創造します。

2 循環を基調とする地域社会の構築

大気・水環境等の保全、廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進、バイオマス等の循環資源の効率的・循環的利用などの施策を推進し、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムを変革することにより、環境への負荷を抑えた循環を基調とする地域社会を構築します。

3 地球環境問題への取組の推進

県民、事業者及び行政が連携し、省資源、省エネルギーなどの環境負荷低減の取組や二酸化炭素の吸収源ともなる森林の整備を推進するとともに、より環境にやさしいエネルギーを開発、導入するなど、地球環境問題の解決に積極的に取り組む社会を構築します。

4 環境産業の育成

企業と大学との連携など新たなネットワークづくりを促進することによって、環境に負荷をかけずに製造する技術や廃棄物をリサイクルする技術等の研究開発や新たな資源循環の流れづくりを支援し、循環型環境産業を育成するとともに、環境と経済が一体となって向上する「環境と経済の調和のとれた循環型社会」を実現します。

5 すべての主体が参加する地域社会の形成

学校・家庭や自治会などで構成される地域社会・職場等、多様な場における環境教育・学習や実践活動を通して、それぞれが多様な立場から環境問題の本質や取組方法を考え、解決する能力や態度を身につけるとともに、それぞれが協働しながら「持続可能な地域づくり」を実践する地域社会を形成します。

以上の取組を定期的に見直し、継続的な改善を進めるとともに、環境関係法令等を遵守し、環境汚染の未然防止を図ります。また、職員の実環境保全に向けての意識の一層の向上を図るため、環境に関する教育・訓練を徹底します。

2005年12月1日

大分県知事 広瀬 勝貞

表2-1a 平成21年度の主要な環境目標の達成状況

環境方針	主要な環境目標	達成状況	担当部局
1 豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造	特に保護が必要な希少野生動植物の指定数（14種）	希少野生動植物の指定数17種	企画振興部
	鳥獣保護区特別保護地区の指定箇所数（10箇所）	指定箇所数10箇所	農林水産部
2 循環を基調とする地域社会の構築	低公害車の普及促進（普及率29.6%）	低公害車普及率35.7%	生活環境部
	産業廃棄物監視員による監視・指導の実施（累計9,800回）	監視・指導回数10,354回	生活環境部
	連続立体交差事業の整備による交通渋滞で発生する自動車排出ガス対策の推進（進捗率86%）	進捗率86%	土木建築部
3 地球環境問題への取組の推進	県の施設から排出される温室効果ガスの削減（49,644t-CO ₂ 以下）	47,348t-CO ₂	生活環境部
	森林ボランティア活動参加者数（9,200名）	参加者数12,567名	農林水産部
4 環境産業の育成	大分県リサイクル認定製品の国・地方公共団体における利用の促進（延べ260件）	利用件数延べ373件	生活環境部
5 すべての主体が参加する地域社会の形成	こどもエコクラブ事業参加者の登録促進（参加者数1,312人）	参加者数1,777名	生活環境部
	県民一斉ごみゼロ大行動への参加促進（参加延人数280,000人）	参加延人数238,239人	生活環境部
	ごみゼロ隊への登録促進（登録数1,760団体）	登録数1,852団体	生活環境部

表2-1b 本庁3庁舎におけるエコオフィス活動の結果

	H20	H21	増減率
電気使用量 (kwh)	7,777,511	7,624,622	-1.97%
ガス使用量 (m ³)	195,295	149,058	-23.68%
コピー用紙使用量 (枚)	44,354,000	40,031,500	-9.75%
水の使用量 (m ³)	70,300	62,554	-11.02%
可燃ごみの排出量 (kg)	74,630	52,055	-30.25%

第2項 グリーン購入の促進

地球温暖化問題や廃棄物問題など、今日の環境問題はその原因が大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした生産と消費の構造に根ざしており、その解決には、経済社会のあり方そのものを環境負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革していくことが不可欠である。

このため、あらゆる分野において環境負荷の低減に努めていく必要があるが、このような中で、我々の生活や経済活動を支える物品及び役務に伴う環境負荷についてもこれを低減していくことが急務となっており、**環境負荷**の低減に資する原材料、部品、製品及び役務（以下、「環境物品等」という。）への需要の転換を促進していかなければならない。

環境物品等の購入の促進を進めるためには、環境物品等の供給を促進するとともに、環境物品等の優先的購入を促進することによる需要面からの取組を併せて実施していくことが重要である。

このようなことから環境物品等の優先的購入と普及による波及効果を市場にもたらすため、国では「**国等による環境物品等の調達に関する法律**」を定め自ら率先して環境物品等の調達を推進している。

この法律を受け、県の事務、事業における環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進し、県内における環境物品等の市場形成・開発促進を図るとともに市町村、県民及び事業者等のグリーン購入への転換を促すことを目的として平成14年4月から「大分県グリーン購入推進方針」を策定し、毎年度、重点的に調達を推進すべき環境物品等及び調達目標を定め、県庁におけるグリーン購入を推進すると同時に、これを通じて物品納入業者等に対して環境に配慮した自主的な事業活動の働きかけを行っている。平成21年度調達実績は次の表2-2とおりである。

表2-2 平成21年度環境物品等の調達実績

大分類名	品目名	適合率(%)	大分類名	品目名	適合率(%)
紙類	コピー用紙	97.8	自動車等	自動車	67.8
	フォーム用紙	85.6		E T C対応車載器	78.5
	インクジェットカラープリンター用塗工紙	80.0		カーナビゲーションシステム	実績なし
	印刷用紙(カラー用紙を除く)	82.3		一般公用車用タイヤ	89.9
	印刷用紙(カラー用紙)	92.0		2サイクルエンジン油	95.6
	衛生用紙(トイレ用紙)	98.3	消火器	100.0	
	衛生用紙(ティッシュペーパー)	99.5	制服・作業服	2.0	
文具類		95.1	作業服	94.4	
オフィス家具等	いす	98.4	インテリア・寝装寝具	カーテン	98.1
	机	100.0		布製ブラインド	100.0
	棚	97.4		タフテッドカーペット	100.0
	収納用什器(棚以外)	97.6		タイルカーペット	100.0
	ローパーティション	100.0		織じゅうたん	100.0
	コートハンガー	実績なし		ニードルパンチカーペット	実績なし
	傘立て	100.0		毛布	93.4
	掲示板	75.7		ふとん	0.0
	黒板	25.0	ベッドフレーム	100.0	
	ホワイトボード	91.9	マットレス	100.0	
	O A 機器	コピー機	実績なし	作業手袋	91.8
複合機		77.9	集会用テント	100.0	
拡張性のあるデジタルコピー機		実績なし	その他織製	85.6	
電子計算機		99.9	ブルーシート	85.6	
プリンタ		94.4	防球ネット	実績なし	
プリンタ/ファクシミリ兼用機		100.0	太陽光発電システム	実績なし	
ファクシミリ		93.0	太陽熱利用システム	実績なし	
スキャナ		100.0	燃料電池	実績なし	
磁気ディスク装置		97.5	生ゴミ処理機	実績なし	
ディスプレイ		100.0	節水機器	実績なし	
シュレッダー		93.4	日射調整フィルム	実績なし	
デジタル印刷機		70.1	ペットボトル飲料水	実績なし	
記録用メディア		96.0	アルファ化米	実績なし	
一次電池又は小形充電式電池		95.9	乾パン	実績なし	
電子式卓上計算機		96.8	缶詰	100.0	
トナーカートリッジ		90.8	レトルト食品	実績なし	
インクカートリッジ		88.8	毛布	0.0	
移動電話	携帯電話	100.0	作業手袋	100.0	
	PHS	100.0	テント	実績なし	
家電製品	電気冷蔵庫	100.0	ブルーシート	実績なし	
	電気冷凍庫	100.0	公共工事	小径丸太材(間伐材)	実績なし
	電気冷凍冷蔵庫	96.3	製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)	100.0	
	テレビジョン受信機	100.0	再生木質ボード	実績なし	
	電気便座	100.0	省エネルギー診断	100.0	
	電子レンジ	94.0	印刷	99.1	
エアコンディショナー等	エアコンディショナー	100.0	食堂	0.0	
	ガスヒートポンプ式冷暖房機	実績なし	自動車専用タイヤ更生	99.8	
温水器等	ストーブ	79.6	自動車整備	73.2	
	ヒートポンプ式電気給湯器	100.0	庁舎管理	99.8	
	ガス温水機器	100.0	植栽管理	100.0	
	石油温水機器	実績なし	清掃	99.2	
照明	ガス調理機器	100.0	害虫防除	100.0	
	蛍光灯照明器具	75.4	機密文書処理	93.0	
	LED照明器具	94.5	輸配送	99.6	
	LEDを光源とした内照式表示灯	100.0	旅客輸送	100.0	
	蛍光灯ランプ(直管型:大きさの区分40形蛍光灯)	98.2	蛍光灯機能提供業務	実績なし	
	電球形状のランプ	88.9	庁舎等において営業を行う小売業務	実績なし	
			合 計	85.1%	

※適合率は金額ベースによる

第3節 環境情報の整備と提供

環境保全施策を総合的・計画的に推進するためには、環境情報を体系的に整備し、その利用を図

っていくことが必要である。また、県民、事業者や民間団体等に対する環境教育・学習を積極的に

推進していくことはもちろんのこと、こうした各主体による自発的な環境保全活動の取組を促すため、環境保全に関するさまざまなニーズに応じた情報を各主体に正確かつ適切に提供することが不可欠である。

大分県の環境についての現状、条例及び計画や施策などの各種の情報については、県が開設するホームページの中で提供しており、中でも、平成15年9月から取り組んでいる県民運動「ごみゼロおおいた作戦」に関しては専用のページを設けて活動に関する情報の提供を行っている。また、平成21年度から、環境学習教材として、おおいた環境学習サイト「きらりんネット」を県庁ホームページで提供することとした。

今後、環境関連情報や水質・大気の監視データ等について地理情報システムを利用したデータベース化など、迅速かつ適切に情報提供が行われるよう新たなニーズに応じたシステムの構築を図ることとしている。

大分県のホームページ

URL <http://www.pref.oita.jp/>

ごみゼロおおいた作戦

URL <http://www.pref.oita.jp/13010/gomi0/ooitaaekakushisaijotokirarinnet>

URL <http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/kirarinnet/>

第4節 調査研究、監視・観測等の推進

第1項 衛生環境研究センターの概要

1 衛生環境研究センターの概要

昭和40年代中頃までの公害関係の試験・研究は、衛生研究所、工業試験場等で行ってきたが、複雑多様化する公害事象に対応するため、昭和48年3月に大分市曲芳河原団地内の衛生研究所隣接地に、公害センターが建設された。昭和48年4月の機構改革により衛生研究所と統合、公害衛生センターとして発足した。

平成3年5月には衛生環境研究センターと改称し、組織改正により管理情報部（管理課、企画情報課）、化学部、微生物部、大気部、水質部の5部2課制となった。

また、当センター内でダイオキシン類の分析を行うため、平成12年3月に特定化学物質分析棟を新設し、平成12年4月の組織改正により、管理部（管理課）、企画・特定化学物質部、化学部、微生物部、大気部、水質部の6部1課制となったが、平成14年4月から管理部の管理課が廃止され、6部制となった。

平成15年2月、大分市高江ニュータウンに新庁舎が完成し、3月に芳河原台から移転した。

平成18年4月、組織改正により、6部制を廃止し、企画・管理、化学、微生物、大気・特定化学物質、水質の5担当制となった。

業務は、次のとおりである。

(1) 企画・管理担当

- ① センターの運営についての総括
- ② 調査研究に関する総合調整及び評価
- ③ 衛生及び環境教育に関する企画
- ④ 研修指導及び精度管理に関する企画及び調整

⑤ 衛生及び環境に係る広報

(2) 化学担当

- ① 食品中の残留農薬、動物用医薬品、食品添加物、その他規格基準に関する試験検査
- ② 自然毒に関する試験検査
- ③ 医薬品、医療用具等の試験検査
- ④ 衣服、家具等家庭用品の有害物質検査
- ⑤ 衛生化学に関する調査研究
- ⑥ 衛生化学情報の収集及び解析
- ⑦ 食品衛生検査等に係る業務管理
- ⑧ 試験検査技術の研修・指導及び精度管理

(3) 微生物担当

- ① 感染症、食中毒、感染症発生動向調査事業等における病原微生物の検索
- ② 食品衛生法による食品の微生物学的検査
- ③ 公共用水域等の汚染指標細菌検査
- ④ 血液製剤及び医療器具等の無菌試験
- ⑤ 感染症の流行予測調査
- ⑥ 感染症の血清学的検査
- ⑦ 食品衛生検査等に係る業務管理
- ⑧ 微生物情報の収集及び解析
- ⑨ 微生物学に関する調査研究
- ⑩ 微生物学的検査技術の研修・指導及び精度管理

(4) 大気・特定化学物質担当

- ① 有害大気汚染物質の調査、分析
- ② 浮遊粉じんの測定、分析
- ③ ダイオキシン類の測定、分析
- ④ 大気汚染の常時監視
- ⑤ 交通環境・一般環境の大気測定調査
- ⑥ 悪臭物質の測定、分析

- ⑦ 国設酸性雨測定所の管理運営
 - ⑧ 環境放射能の調査、分析
 - ⑨ 光化学オキシダント・ダイオキシン類・酸性雨の調査研究
 - ⑩ 大気・ダイオキシン類環境情報の収集及び解析
 - ⑪ 試験検査技術の研修・指導及び精度管理
- ⑤ 温泉に関する調査及び分析
 - ⑥ 水環境保全に係る調査研究
 - ⑦ 水質の生物学的調査研究
 - ⑧ 水環境情報の収集及び解析
 - ⑨ 試験検査技術の研修・指導及び精度管理
- (5) 水質担当
- ① 河川、海域、湖沼及び地下水に係る水環境保全のための測定及び解析
 - ② 排水監視及び未規制汚濁源に係る排水等の測定
 - ③ 農薬等未規制物質に係る測定及び研究
 - ④ 産業廃棄物処分場浸出水等の水質測定及び

第2項 環境保全に関する試験検査の実施状況

平成21年度における環境保全に関する試験研究は、資料編9 衛生環境研究センター関係資料表 衛生1のとおりであり、調査分析件数は、資料編9 衛生環境研究センター関係資料表 衛生2, 3のとおりである。

第5節 規制法的手法の活用

第1項 大分県生活環境の保全等に関する条例の施行状況

平成12年12月に施行した大分県生活環境の保全等に関する条例は、工場・事業場のうち、石油製品の製造等30種類の作業（特定作業）を行う工場等を「特定工場等」と定義し、特定工場等の新設や工場内の施設の増設等について届出の義務を課すとともに、排出されるばい煙や排水等についての規制基準を設けている。

本条例では、特定工場等から排出される排煙、排水等について、総量規制方法が導入されてお

り、一部の項目では法律より厳しい基準となっている。

平成21年度末までの特定工場等の届出の状況は表5-1のとおりである。

第2項 公害防止協定締結の現況

公害防止協定は、公害関連法令による措置を補完し、地域の実情に応じたきめ細かい公害防止対策を行うためのものであり、県では、資料編表大気3のとおり、現在9企業・企業グループとの間で協定を締結し運用している。

表5-1 特定工場等の種類別内訳

別表番号	特定作業の種類	特定工場数
1	石油製品の製造の作業	1
2	石油化学基礎製品の製造の作業	6
3	合成樹脂の製造の製造	2
4	合成ゴムの製造の作業	1
5	合成染料、有機顔料、塗料又は印刷インキの製造の作業	
6	医薬品の製造の作業	1
7	農薬の製造の作業	
8	1から7に掲げる作業以外の有機化学工業製品の製造の作業	
9	化学肥料の製造の作業	
10	無機顔料の製造の作業	
11	か性ソーダ、塩素又は無機酸の製造の作業	
12	10及び11に掲げる作業以外の無機化学工業製品の製造の作業	1
13	コークスの製造の作業	
14	鉄鉄、鋼若しくは合金鉄の製造又はこれらの鋳造、塑性加工若しくは熱処理の作業	1
15	非鉄金属若しくはその合金の製造又はこれらの鋳造、塑性加工若しくは熱処理の作業	2
16	建設作業、産業用機械その他の一般機械器具の製造の作業	
17	電気機械器具の製造の作業	

18	船舶、車両その他の輸送用機械器具の製造の作業	
19	精密機械器具の製造の作業	
20	骨材の製造又は加工の作業	17
21	セメント又は石灰の製造の作業	4
22	生コンクリートの製造の作業	96
23	その他の土石製品の製造の作業	2
24	パルプ、紙又は紙加工品の製造の作業	1
25	発電の作業	5
26	ガスの製造の作業	
27	汚水又は廃液の処理の作業	
28	燃料その他の物の燃焼による熱媒体の加熱又は空気の加温若しくは冷却の作業	5
29	物の表面処理又はめっきの作業	30
30	炭化水素系物質の受入れ、保管又は出荷の作業	
合 計		175

備考：複数の特定作業を行っている特定工場については主たる業種を計数

第3項 土地利用対策

国土利用計画法は、国土利用計画及び土地利用基本計画の策定、土地取引の規制、遊休地に関する措置等を規定し、土地の投機的な取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去するとともに、乱開発の未然防止と土地の有効利用の促進を通して、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的としたものである。

1 国土利用計画

国土利用計画（県計画）は、国土利用計画法に基づく国土利用計画（全国計画）を基本とし、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的な国土の利用を確保するための長期の目標を定めるものであり、県土の利用に関する行政上の指針となるものである。全国計画の改定等に伴い、平成20年12月に第四次県計画を策定した。

また、全国計画、県計画と併せて国土利用計

画体系を構成する市町村計画については、昭和59年度までに全市町村で第一次計画の策定を完了した。平成の大合併以降の策定状況は、旧市町村の計画を引き継がない市（新設合併した9市）では1市が第一次計画を策定しており、また、旧市町村からの計画を引き継ぐ市町村等（編入合併及び合併しなかった9市町村）では、第二次計画を5市町、第三次計画を1市、第四次計画を1町が策定している。

2 土地利用基本計画

土地利用基本計画は、国土利用計画法第9条の規定に基づき、国土利用計画（全国計画及び都道府県計画）を基本として定めるものである。この基本計画は、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等（以下「個別規制法」という。）に基づく土地利用に関する諸計画の上位計画として、行政部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為に関しては個別規制法を通じて間接的に規制の基準としての役割を果たすものである。

表5-3 五地域の指定状況

(単位：ha, %)

区分	年	H15.3.31	H16.3.31	H17.3.31	H18.3.31	H19.3.31	H20.3.31	H21.3.31	H22.3.31
		現在	現在	現在	現在	現在	現在	現在	現在
五 地 域	都 市 地 域	(16.4) 103,797	(16.4) 103,802	(16.4) 103,812	(16.4) 103,814	(16.4) 103,814	(16.4) 103,814	(16.4) 103,814	(16.4) 103,814
	農 業 地 域	(64.9) 411,214	(64.9) 411,414	(64.9) 411,414	(64.9) 411,414	(64.9) 411,414	(64.9) 411,414	(64.9) 411,414	(64.9) 411,423
	森 林 地 域	(71.3) 451,941	(71.3) 451,918	(71.3) 451,922	(71.3) 451,916	(71.3) 451,916	(71.3) 451,916	(71.3) 451,914	(71.3) 451,914
	自然公園地域	(27.6) 174,676	(27.6) 174,676	(27.6) 174,676	(27.6) 174,676	(27.6) 174,676	(27.6) 174,676	(27.6) 174,676	(27.6) 174,676
	自然保全地域	(0.0) 15	(0.0) 15	(0.0) 15	(0.0) 15	(0.0) 15	(0.0) 15	(0.0) 15	(0.0) 15

五 地 域 計	(180.1) 1,141,643	(180.1) 1,141,825	(180.1) 1,141,839	(180.1) 1,141,835	(180.1) 1,141,835	(180.1) 1,141,835	(180.1) 1,141,833	(180.1) 1,141,842
白 地 地 域	(1.1) 7,111	(1.1) 7,077	(1.1) 7,078	(1.1) 7,078	(1.1) 7,078	(1.1) 7,078	(1.1) 7,078	(1.1) 7,078
合 計	(181.2) 1,148,754	(181.3) 1,148,902	(181.3) 1,148,917	(181.2) 1,148,913	(181.2) 1,148,913	(181.2) 1,148,913	(181.2) 1,148,911	(181.2) 1,148,920
県 土 面 積	633,819	633,841	633,882	633,915	633,933	633,934	633,954	633,958

備考 1 () は、県土面積に対する割合。
 2 各地域に重複している地域があるため、五地域と白地地域の単純合計は、県土面積を超えている。
 3 県土面積は、毎年10月1日現在で国土地理院が把握していた面積。

土地利用基本計画には、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域区分の表示と、土地利用の調整等に関する事項が定められており、五地域の指定状況については、表5-3のとおりである。

の開発については、平成2年11月に定めた「ゴルフ場の開発事業に関する事前指導要綱」により、自然環境の保全等に配慮した適正な開発が行われるよう指導している。

3 土地取引の規制

国土利用計画法においては、土地の投機的取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去し、適正かつ合理的な土地利用を確保するため、土地取引について事後届出制及び監視区域・監視区域制度等の措置が定められている。

本県でも届出について、利用目的の審査を行い、当該土地を含む周辺地域の適正かつ合理的な土地利用を図るために必要な助言・勧告をすることとしている。

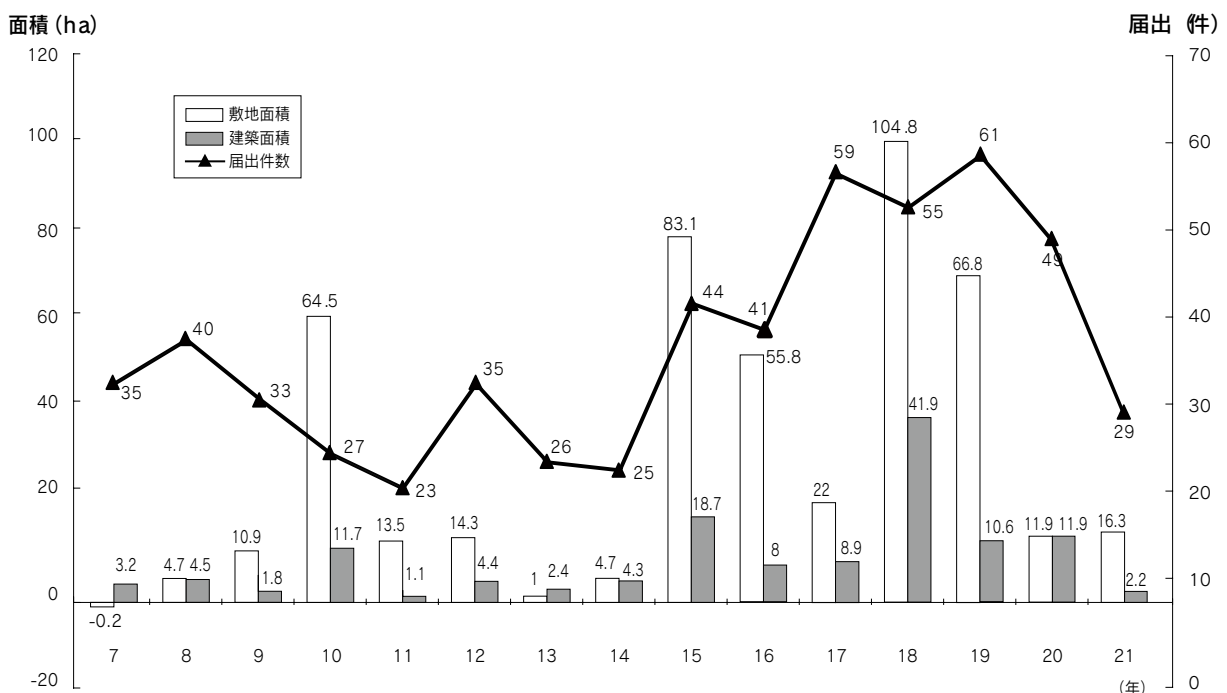
また、大規模な開発行為を行う土地については、平成11年3月に定めた「大規模土地利用事前指導要綱」により、土地利用に当たっての問題点等について指導しており、更に、ゴルフ場

第4項 工場立地対策

本県では従来から地域の実情に応じた企業誘致を行っており、工場立地に当たっては、都市計画区域や農業振興地域など地域の土地利用計画との調整を行い、周辺環境との調和を図っている。

一方、工場立地を行う者に対しては、工場立地法の規定に基づき、工場の生産施設や緑地等環境施設の面積の割合が定められており、特に、敷地面積9,000㎡又は建築面積3,000㎡を超える「特定工場」の新設・増設には、県知事への事前の届出が義務づけられている。県は、この届出受理等の事務を平成20年度から市町村に権限移譲しており、市町村による届出の審査を通じ工場立地法に基づく「工場立地に関する準則」に適合するよう指導を行い、工場の新設・増設が適正に行われる

図5-4 工場立地法に基づく特定工場の届出件数等の推移



よう努めている。

工場立地法に基づく特定工場の届出件数、敷地面積の推移は、図5-4のとおりである。

第5項 環境犯罪の取締り

1 環境犯罪の傾向

県内の環境犯罪は、増加傾向を示しており、違法行為の内容は、**不法投棄**、**違法焼却**事犯がほとんどを占めている。

また、産業廃棄物のほか、家庭排出ごみ等の一般廃棄物にかかる事犯も多く、県民のモラル

や規範意識の低下が危惧される。

2 基本方針及び取締り状況

警察では、環境を破壊する犯罪のうち、特に廃棄物の不法投棄事犯を重点取締り対象とし、中でも、自然環境に重大な影響を及ぼす事犯、組織的・広域的な事犯、暴力団が関与する事犯及び行政指導を無視して行われる事犯等を中心に取締りを強化している。

近年の検挙状況は、表5-5のとおり、検挙件数、検挙人員とも減少しており平成21年中は23件30名の検挙となっている。

表5-5 環境事犯法令別検挙状況

年別検挙 法令別	H17年		H18年		H19年		H20年		H21年	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
廃棄物処理法	11	23	26	41	32	48	27	32	23	30
水質汚濁防止法										
水質資源保護法										
瀬戸内法										
自然公園法										
森林法			1	2	3	3	2	2	1	3
河川法										
軽犯罪法(騒音)										

第6節 公害防止計画の推進

公害防止計画は、**環境基本法**第17条の規定に基づき、現に公害が著しいか又は著しくなるおそれのある地域について環境大臣の指示と同意を受けて知事が策定する公害防止のための総合的な計画で、平成22年4月1日現在、全国30地域において計画が策定されている。

本県では、大分地区新産業都市の中核として工業化が進められた。大分市及び大分市佐賀関(旧佐賀関町)が、昭和46年に大分地域として指定を受け、昭和47年度を初年度とする5か年計画を策定した。その後、昭和62年10月には、大分市のみを対象とした計画延長の指示を受け、主要幹線道路沿道の騒音対策、都市内中小河川の水質汚濁対策等の都市・生活型公害対策等を主要課題とする第4次計画(昭和63年3月承認)を策定した。現在は、第8次計画(平成20年3月同意)に基づき、各種の事業を推進している。

第1項 計画の策定状況

大分地域公害防止計画の策定状況は、表6-1のとおりである。

表6-1 大分地域公害防止計画の策定状況

計画次	計画期間	地域の範囲
1次	昭和47～51年度	大分市、佐賀関町
2次	昭和52～56年度	大分市、佐賀関町
3次	昭和57～61年度	大分市、佐賀関町
4次	昭和62～平成3年度	大分市
5次	平成4～8年度	大分市
6次	平成9～13年度	大分市
7次	平成14～18年度	大分市
8次	平成19～22年度	大分市

第2項 計画の概要

1 計画の目標

8次計画の目標は、大気汚染、水質汚濁、騒音の各項目ごとに、環境基本法第16条に基づき定めた**環境基準**等としている。

2 計画の主要課題及びその対策

(1) 工業地域における大気汚染対策

当地域内において環境基準を達成できていない光化学オキシダントやベンゼン及び降下ばいじんについて、対策を総合的かつ計画的に推進していく。

また、固定発生源対策として、法や県条例等に基づく排出基準等の遵守徹底を指導するとともに、良質燃料の導入や最新の公害防止技術の導入について指導を実施する。

(2) 自動車交通公害対策

当地域内における自動車交通量は年々増加しており、国道10号、国道210号、市道下郡宮崎大通り線において自動車排出ガスに

よる大気汚染及び自動車交通騒音の防止を図るため、発生源対策、交通流・交通量対策、道路構造対策等の施策を実施する。

3 公害防止対策事業の推進状況

第8次大分地域公害防止計画は、平成19年10月に環境大臣から策定指示があり、翌20年3月に同意を得ている。

公害防止計画に基づく公害防止対策事業は、地方公共団体が主体となって実施するものと事業者が実施するものとに大別され、第8次計画における事業経費は、地方公共団体が約23.2億円、事業者が約233.9億円と見込まれており、平成22年度末までに計画の目標が達成されるよう努め、各施策等を推進する。

第7節 公害紛争等の適正処理

第1項 公害苦情及び紛争の処理

1 公害苦情の現況

(1) 公害苦情の総件数

平成21年度に県及び市町村が新たに受理した公害に関する苦情件数は790件で、前年度に比べ70件減少した。

苦情の原因は、大気汚染243件（30.8%）、水質汚濁113件（14.3%）、土壌汚染2件（0.3%）、騒音163件（20.6%）、振動3件（0.4%）、地盤沈下1件（0.1%）、悪臭132件（16.7%）等の典型7公害に含まれるものが657件（83.2%）、それ以外のものが133件（16.8%）であった。

平成20年度と比較すると、騒音（+1件）、地盤沈下（+1件）については苦情件数が増加した。一方、大気汚染（-3件）、水質汚濁（-15件）、振動（-1件）、悪臭（-38件）、廃棄物の不法投棄等典型7公害以外（-15件）については苦情件数が減少した。

公害苦情の種類別新規件数の年度毎推移及び平成21年度の公害苦情の内訳は、図7-1a及び図7-1bのとおりである。

(2) 公害苦情の処理状況

平成21年度に処理した苦情は、新規処理790件に前年度からの繰り越し分29件を加えた819件で、このうち814件（99.4%）が受理機関等において解決され、翌年度への繰越件数は5件となっている。

図7-1 a 公害苦情件数の推移

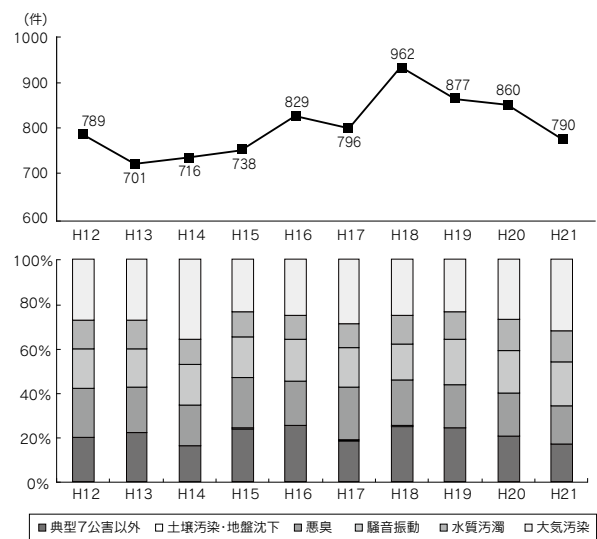
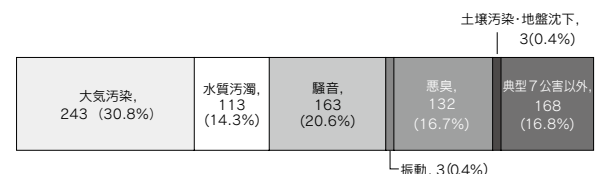


図7-1 b 公害苦情件数の内訳



2 公害苦情・紛争処理の対策

公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）は、公害紛争について、迅速かつ適切な解決を図ることを目的として制定されたもので、この法律に基づき、国には公害等調整委員会が、都道府県には公害審査会が設置され、あっせん、調停、仲裁等の方法により紛争の処理が行われる。

さらに、この法律では、公害紛争の未然防止の観点から、公害苦情の適切な処理に努めるべき地方公共団体の責務を明らかにしており、より地域に密着した公害苦情、紛争の処理を実現している。

(1) 公害審査会

公害紛争処理法に基づき、県では、大分県公害紛争処理条例（昭和45年大分県条例第38号）を制定し、昭和45年11月に大分県公害審査会を設置した。

審査会は、法律、公衆衛生、産業技術等の学識経験者10名から構成され、委員の任期は3年である。公害紛争が生じた場合、紛争当事者からの申請により、あっせん、調停及び仲裁を行う。

なお、本年度までに係属した事件は、ゴルフ場農薬等被害防止建設差止請求事件（平成

3年10月受付、平成5年3月調停打切）、下水道終末処理場建設に係る調停申請事件（平成7年11月受付、平成8年8月調停打切）、ガソリンスタンド土壤汚染浄化工事実施協力に係る調停申請事件（平成17年3月受付、平成17年12月調停成立）がある。（大分県公害審査会委員 資料編 2-（3））

(2) 公害苦情相談員

公害苦情は、地域住民に密着した問題であり、公害紛争の前段階ともいえるものであるから、その迅速かつ適切な処理は、住民の生活環境を保全するためにも、また、将来の公害紛争を未然に防止するうえでも重要である。

このため、県及び市町村は、公害紛争処理法に基づき公害苦情相談員制度を設け、公害苦情の適切な処理を図っている。

第8節 地域環境保全基金

1 従来からの基金

県では、「地域環境保全対策費補助金（環境省）」により、平成2年3月に大分県地域環境保全基金を創設した。

この基金は、財源を安定的に確保し、地域環境を保全するための各種の地域環境保全推進事業を実施するためのもので、基金の運用から生ずる収益を、環境の保全に関する知識の普及、地域における環境保全活動に対する支援、その他の地域の環境を保全するための活動の推進に要する経費に充当している。

また、これまでに個人及び団体から31件、合計24,356千円（平成22年9月末現在）の寄付を受け入れている。

なお、平成21年6月から開始したレジ袋の無料配布中止の取組に伴う収益金について、事業者からの申し出により、県が実施する環境関連事業に活用する目的で、寄付として同基金に受け入れて

いる。

レジ袋分（上記31件のうち9件、金額13,815千円）

2 地域グリーンニューディール基金

県では、環境省からの「地域環境保全対策費補助金」及び「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」により、8億2千9百万円を平成21年12月に「大分県地域環境保全基金」へ積み増しを行った。

この基金は、地域の実情に応じて、地球温暖化問題等の喫緊の環境問題を解決するために必要な事業を実施し、当面の雇用創出と中長期的に持続可能な地域経済社会の構築につなげることを目的とし、平成21年度から平成23年度までの3年間で事業を行うこととしている。

平成21年度は、表8-1のとおり民間事業者・自治体病院等の実施した省エネ改修に対する補助などを行った。

表8-1 地域グリーンニューディール基金事業一覧表（平成21年度）

事業名	総事業費 (千円)	補助率	補助金所要額 (千円)	うち事務費 (千円)	事業実施者	実施方法	事業区分	CO ₂ 削減効果 (t/年)	雇用効果 (人/年)	備考
大分県業務部門CO ₂ 削減モデル事業(民間事業者)	9,000	1/3	3,000		民間事業者	民間補助	民間施設省エネ・グリーン化推進事業	79.51	1.15	1事業者あて補助
大分県業務部門CO ₂ 削減モデル事業(自治体病院)	12,936	10/10	5,376		杵築市	市町村補助	公共施設省エネ・グリーン化推進事業	-	-	※H22年度へ事業繰越
大分県業務部門CO ₂ 削減モデル事業(県立病院)	76,133	10/10	28,145		大分県(大分県立病院)	直接施行	公共施設省エネ・グリーン化推進事業	-	-	※H22年度へ事業繰越
パークアンドライド駐車場整備促進事業	3,265	民間事業者:1/3	1,088		民間事業者(JR)	民間補助	地域環境整備事業	-	1	1事業者あて補助
合計	101,334		37,609							